

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準 学校保健安全法施行規則(第18条・19条)

第2種: 児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性が高い感染症

病名	出席停止期間	主な症状
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過,かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	発熱, 喉の痛み, 頭痛, 咳, 鼻水, 味覚・嗅覚異常
インフルエンザ	発症した後5日を経過,かつ解熱後2日を経過するまで	急な発熱, 頭痛, 関節痛, 筋肉痛, 全身倦怠感
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	風邪症状から咳がひどくなり, 嘔吐・無呼吸発作
麻疹	解熱後3日を経過するまで	感染約10日後に発熱・咳・鼻水 その後2～3日で高熱・肺炎・中耳炎を合併しやすい
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺, 又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで	2～3週間の潜伏期(平均18日前後)を経て唾液腺の腫脹・発疹 圧痛・嚙下痛・発熱 通常1～2週間で軽快
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで	高熱・発疹・関節痛
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	発熱・発疹(紅斑から水疱・かさぶたとなる)
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	咽頭炎, 結膜炎(目の充血), 頭痛, 食欲不振, 倦怠感,
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	自覚症状なくX線で発見されることも多い 2週間続く咳, 痰, 微熱, 倦怠感, 体重減少, 寝汗
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで	発熱, 頭痛, 吐き気, 嘔吐, けいれん, 意識障害

第1種 : 治癒するまで出席停止

エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病

ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ

第3種 : ①医師が感染のおそれがないと認めるまで出席停止

コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性結膜炎・急性出血性結膜炎

②その他の感染症について:以下の感染症に罹患し, 医師から出席を停止するよう指示された場合は, 登校時に「学校感染症登校許可証」を保健室へ提出してください。

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症など)・カンピロバクター感染症・マイコプラズマ感染症

急性細気管支炎(RSウイルス感染症等)・A型肝炎・B型肝炎・手足口病 等

注意:「学校感染症登校許可証」記入の依頼について・医療機関名は,必ず病院印の押印をお願いしてください。(手書き不可)